

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決を求める。

平成30年9月4日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 損害賠償の発生の原因となる事実

平成30年6月1日（金）午後3時頃、周南市大字米光の国道376号平木交差点において、地域振興部和田市民センター嘱託職員の運転する公用車が県道串夜市線から右折しようとした際、国道376号を徳地方面に走行していた相手方車両と衝突し、相手方車両が破損した物損事故

2 損害賠償の相手方

住所

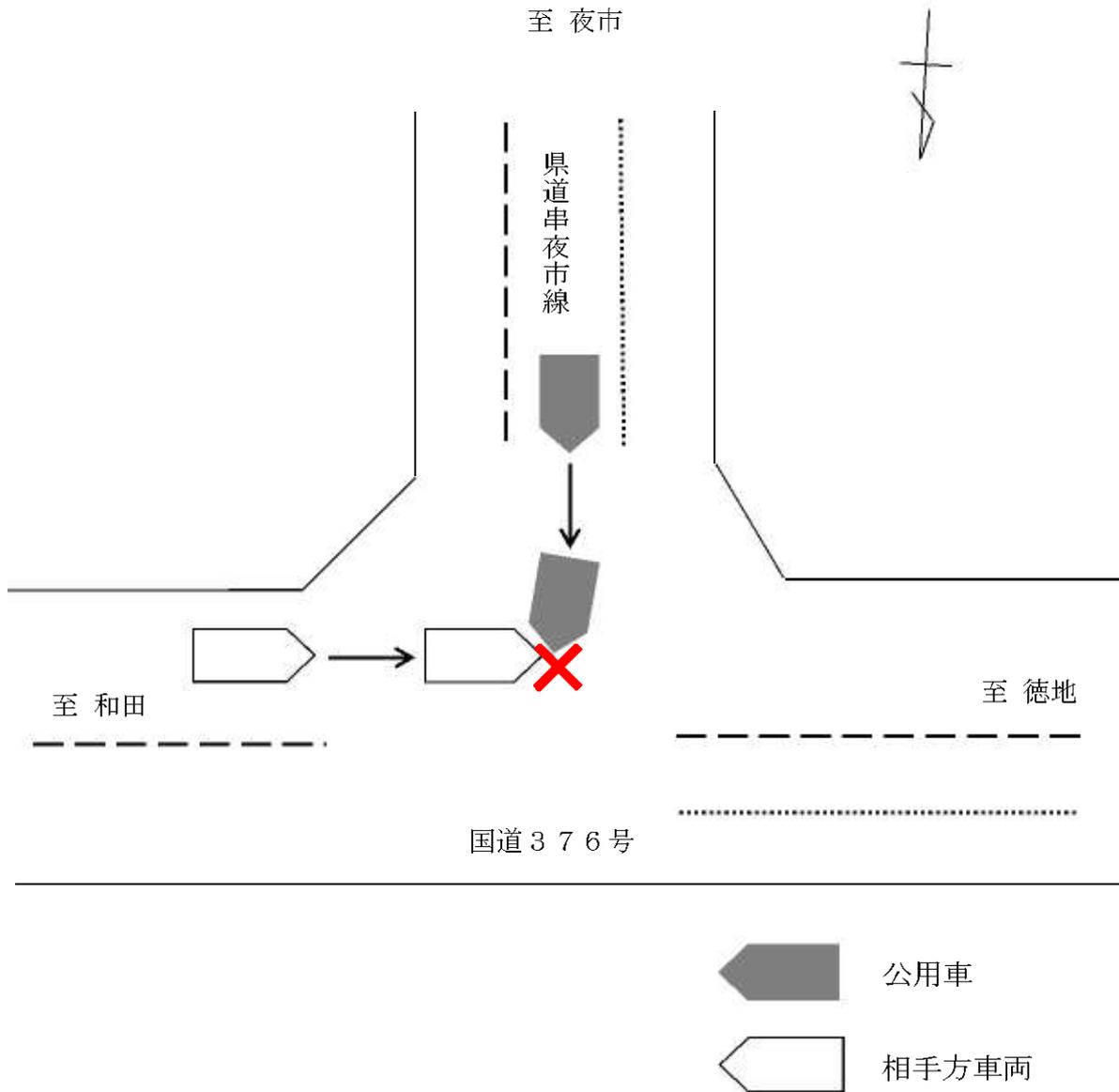
氏名

3 損害賠償の額

¥1,313,436-

(参 考)

1 事故状況図



2 市の過失割合

70%

3 損害賠償に係る補填財源

市有物件災害共済会災害共済金 ¥1,313,436- (予定)